

北翔大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、北翔大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

建学の精神は「女性の社会的地位の向上を目指し、女性にふさわしい職業的技能と幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成」であり、教育理念は「愛と和と英知」である。これらは大学案内、学生便覧及びホームページなどを通じ学内外に周知を図っている。

教育研究組織は学部・学科などの各組織に関連性が保たれ適切である。また、教育課程の編成は建学の精神、教育理念及び学生のニーズや社会的需要に基づいて設定されている。教養教育については、全学共通科目として教育内容を設定するとともに、教育支援総合センター内の学習支援オフィスと学習支援委員会により運営している。

アドミッションポリシーは学部・学科・コースごとに明確にされ、入学者選抜は公正かつ妥当な方法により実施されている。

学生への学習支援は、入学前学習支援、少人数制の演習科目の実施、学習サポート教室の設置など概ね整備され、機能している。

教員数は大学設置基準を満たしており、教員の採用・昇任は規程に則して概ね適切に行われている。

職員の事務組織の編制、職員の採用・異動については適切に運用されている。職員を学内の各種会議に参加させることにより教育研究支援の連携強化が行われている。

管理運営体制は寄附行為に基づき整備され、常勤理事会の構成は教学関係者と経営関係者のバランスが配慮され、理事長による法人経営と学長による教学運営の責任体制を明確にするとともに相互に連携した運営が行われている。監事は理事会に出席し理事業務や財務状況の把握を行うとともに、内部監査室と連携し業務監査を行っていることは評価できる。

財務は、諸規程を整備し予算編成、予算執行及び会計処理が適切に行われている。また、事業計画の自己点検評価、経営・教育研究を含む諸データを開示するなど財務情報は適切に公開されている。学生生徒等納付金の減少による帰属収入の減少はあるが、中期経営改善計画を策定し経費の削減に努め収入と支出のバランスを考慮した運営に努めている。

施設・設備については大学設置基準を上回っており、教育研究目的を達成するための適切な維持管理がなされている。一部の建物については築後相当年数が経過しているため今

後耐震診断などを行い対応していくことが望まれる。

社会連携においては「地域貢献大学」を教育指針のひとつとし、大学所在地の江別市をはじめ近隣の地域社会と多様な協力関係を構築している。また、エクステンションセンター、附置研究施設の公開講座活動などを通じての地域住民への大学施設の開放、行政機関の各種審議会などへの委員の派遣及び公開講座の開催など大学が持つ物的・人的資源を社会に提供する努力がなされている。

「学校法人浅井学園コンプライアンス管理規程」「学校法人浅井学園公益通報者の保護に関する規程」「学校法人浅井学園情報開示に関する規程」及び「補助金等取扱規程」など、社会的機関として必要な組織倫理に関しての規程は整備されている。

危機管理については、防火・防犯への対応、学生生活に係る安全管理、情報システムの安全管理、経営上の安全管理に関する体制が概ね整備されており、危機発生時の責任体制や連絡網もあらかじめ決められている。実際の危機発生に際して、これらの体制が適切に機能するよう防火訓練などを継続的に実施し体制の検証を行うことが期待される。

大学の教育研究成果は、学部ごとの研究紀要の発行やその電子ジャーナル化、シンポジウムや保護者懇談会の開催などを通じて学内外に広報されている。更に、大学ホームページにおいても教員の研究状況が開示、広報されている。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

学校法人浅井学園は、「女性の社会的地位の向上を目指し、女性にふさわしい職業的技能と幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成」という建学の精神を掲げ、社会に貢献できる女性のための高等教育機関としての役割を果たしてきた。その後、男女共学への移行などに伴い、建学の精神の解釈を「社会人としてふさわしい職業的技能と幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成」と改めた。

建学の精神を実現するための教育理念は「愛と和と英知」であり、広く知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教育研究するとともに、真理探究の精神と幅広い教養を身につけた創造性豊かな人材を育成し、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与することを目的としている。

建学の精神及び教育理念は、大学案内、学生便覧及びホームページなどを通じて学内外への周知が図られている。また、学生に対しては学長・副学長などによる「基礎教育セミナーⅠ」の授業内容でも周知と理解に努めている。専任の教職員に対する説明を行うだけでなく、非常勤講師に対しても説明を行い理解と協力体制がとられている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学の使命・目的を達成するために 3 学部 6 学科と大学院 2 研究科 3 専攻及び附置機関として「北方圏学術情報センター」(ポルト)と「北方圏生涯スポーツ研究センター」(スポル)が設置され、大学の教育研究組織は適切に構築されている。また、これらを運営するために学部教授会、運営連絡委員会及びセンター運営委員会などを設置し、密接な関連を持ちながら運営されている。

教養教育については、「教育支援総合センター」内の「学習支援オフィス」と教員組織である「学習支援委員会」により運営する体制がとられている。

教育研究に関わる学内意思決定については、毎月 1 回定例で開催される学部教授会及び必要に応じて召集される大学教授会において審議決定されるなど適切に整備され、機能している。また、学長をはじめとする教学部門の代表者が構成員となっている常勤理事会によって、管理部門とも相互に意思疎通が図られている。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神、教育理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部・学科、大学院研究科ごとの教育目的が学則に定められ、かつ公表されている。学部・学科、大学院研究科の教育課程の編成方針は、教育目的の達成のために適切に設定され、公表されている。また、教育方法についても継続的に検討が行われており、教育目的を教育方法に反映するよう努めている。

教育課程の編成方針に即して教育課程が体系的かつ適切に定められ、授業科目も教育目的を達成するために必要な科目が開設されている。1 年間の授業期間は 35 週確保しており、学事日程も教職員・学生に周知され、概ね適切に運用されている。また、単位の認定、卒業・修了の要件が適切に定められるとともに、単位制度の実質を保つための工夫として GPA(Grade Point Average)制度や CAP 制が導入されている。更に入学前学習支援プログラムの実施、学習サポート教室の開設及び各種の地域貢献活動のカリキュラムへの組み込みなど、教育内容・方法に特色ある工夫がなされている。

教育目的の達成状況は、担当事務局が行う資格取得・就職状況の調査、「学生 FD 会議」や学生生活調査を通じた学生の意識調査、就職先企業へのアンケート調査及びゼミを通じた情報収集などにより、継続的に点検・調査されている。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

学部・学科・コースごとにアドミッションポリシーが明確にされ、大学案内やホームページなどに明示されており、多様な入学者選抜が、公正かつ妥当な方法により実施されている。人間福祉学部及び生涯学習システム学部の一部の学科では、過去 5 年間、入学定員の未充足状態が続いているが、入学定員の見直しを含めた定員確保の方策の検討が進められているのでその実現に期待したい。授業を行う学生数（クラスサイズ）については、少人数授業を主とした運営が行われている。

学生への学習支援に関しては、入学前学習支援プログラムや学習サポート教室の開設などの取組みがなされ、組織的にも教育支援総合センターの開設による学習支援、学生生活支援及び FD(Faculty Development)支援を一体的かつ横断的に実施する体制が確立されている。また、学習支援に対する学生の意見のくみ上げも、「オープン・オフィスアワー」「ガイダンスティーチャー」制度のほか、ゼミナール担当教員及び学習支援オフィス窓口などを通じて適切に実施されている。

学生サービスの体制については、学生生活支援委員会が設置され、学習環境の整備及び学生への経済的支援並びに課外活動支援などに当たっている。更に、保健センターとエクステンションセンターが開設され、学生に対する健康相談、心的支援及び資格取得のための講座など充実した学生生活のサポートが行われている。学生サービスに対する学生の意見のくみ上げは、学生と教員の日常的交流を通じて行われるほか、学生生活調査を隔年で実施し、結果を反映させている。

就職・進学に関しては、キャリア支援センターなどが担当する体制が整備され、就職ガイダンスの定期的実施など各種の支援が行われている。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている

【判定理由】

大学設置基準上必要な専任教員数及び教授数を充足しており、大学全体の教員の専任・兼任比率、男女比率及び専門分野への配置状況など教員構成のバランスがとれている。

教員の採用・昇任については、教育職員任用規程などの各種の規程に則り概ね適切に運用されている。

教員の教育担当時間及び年齢構成については、偏りが見られるものの、概ね適切である。教員の教育研究活動を支援する体制についても概ね整備されている。

FD(Faculty Development)については、平成 16(2004)年度に「FD 実施委員会」を設置し、平成 18(2006)年度に効率化のため「FD 実施小委員会」を設置して円滑に実施してい

る。また、平成 16(2004)年度以降は「学生による授業評価」が継続的に実施されており、その評価結果が教員の授業改善に生かされている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

職員の組織編制の基本視点については、「学校法人浅井学園管理運営規程」「事務分掌規程」に定められ、職員の採用・異動についても就業規則に規定され適切に運用されている。近年は中期経営改善計画に基づき職員の採用が抑制されているが、大学を運営する上で必要な職員数は確保されている。

職員の昇任については、「学校法人浅井学園給与規程」に定める基準に従い、常勤理事会の審議により決定されている。

SD(Staff Development)については、学外では日本私立大学協会などが主催する研修会への参加が主体であり、学内では SD 研修会・コンプライアンス研修会が実施されている。中期経営改善計画に記載された事務局職員体制・編成の見直しなど業務改革を実現する過程において研修システムの整備が想定されている。

教育研究に関わる業務完結型の各センターの設置や教学と事務の情報共有のための運営連絡委員会を設けるなど、教育研究活動を円滑に推進するために組織化され、学内の各種会議に職員が参加することなどにより教員と職員の連携が保たれている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するため寄附行為に基づき、理事会、評議員会が運営され、適切に機能している。

管理運営に関する規程については、寄附行為、「理事会規程」「常任理事会規程」及び「管理運営規程」などが整備され、適切に運営されている。また、監事は理事会に出席し、理事の業務や財務状況の把握を行うとともに内部監査室と連携し、業務監査を行っている。特に、学内に内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき監査業務が公正かつ客観的立場を堅持し、忠実に行われている。

教学部門に関しては、学長への統括委任を明確にし、理事長による法人経営と学長による教学運営の役割を明確に分けている。また、常勤理事会の構成は教学関係者と経営関係者のバランスがとれており、教学部門の意向が法人運営に反映するよう連携ができる体制である。理事会の決定や方針を受け、学部長会議（学長、副学長、学部長、事務局長）を

毎月 2 回開催し、中期経営改善計画に基づく改善や改革に向けた教学上の取組みについての調整が行われている。

定期的に自己点検・評価を実施し、評価結果を改善につなげるよう取組んでいる。また、自己点検・評価結果は「年次報告書」としてまとめられ、平成 19(2007)年度からホームページでも公表している。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

平成 18(2006)年度以降、入学定員の未充足による帰属収入の減少が続いているが、中期経営改善計画を策定し、経費の削減に努め、平成 19(2007)年度以降は帰属収支差額の収入超過を維持し、収支バランスを考慮した運営に努めている。

経費の削減を続ける中においても教育研究費の帰属収入に対する比率は高水準で維持されており、教育研究目的を達成するための努力が続けられている。

経理規程、予算管理規程を整備し、監査法人の指導を受けるなど適正に予算編成、予算執行及び会計処理を行うとともに、監事監査、内部監査室による定期監査を実施している。

ホームページ上に各年度の事業報告、財務諸表を公開するとともに、平成 19(2007)年度からは「年次報告書」として事業計画の自己点検・評価、経営・教育研究にかかわる諸データを開示するなど財務情報は適切に公開されている。

平成 19(2007)年度以降、補助金収入、資産運用収入及び事業収入を増加させるなど外部資金の獲得を図り、また教育研究支援課を設置し、科学研究費補助金の申請や採択に向けた教員の意識向上を図ることに努めている。

【優れた点】

- ・ホームページにて財務内容を分析し、グラフなどを利用してわかりやすい説明を加えるなど積極的に財務情報の公開を行っていることは評価できる。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地・校舎については、一部に短期大学部と共同で利用しているが、いずれも大学設置基準を上回る十分な面積が確保され、教育研究目的を達成するために必要なキャンパスとして整備され、適切に維持、運営されている。

一部に築後相当年数が経過している建物が見受けられるが、耐震診断などを行い将来の

キャンパス整備構想において適切に対応していくことが予定されている。

施設設備は教育研究活動のための整備にとどまらず、学生ラウンジの設営など学生が自由に利用できるスペースを拡大することに努めており、アメニティに配慮した教育環境が整備されている。

大学は、札幌市内に「北方圏学術情報センター」（ポルト）を建設し、北方圏の総合的研究や大学の教育研究の発表の場、札幌市内での地域連携の場として有効に活用されている。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

エクステンションセンターや附置研究施設の公開講座活動などを通じて地域住民への大学施設の開放、行政機関の各種審議会などへの委員の派遣及び公開講座の開催など大学が持つ物的・人的資源を社会に提供する努力がなされている。また、ソーシャル・ビジネスモデル構築の共同研究への参加や大規模な委託事業などを通して、産学官連携が実現し、企業や他大学との適切な関係が構築されている。

「地域貢献大学」を教育指針の 1 つとし、大学所在地である江別市をはじめ近隣の地域社会と多様な協力関係が構築されている。

教員の社会貢献もさまざまな分野の専門性を生かして幅広い分野で活動が行われている。また、学生は中学生・高校生に対する出前講座の取組みや、盲学校でのボランティア活動などに積極的に参加している。

【優れた点】

- ・「北方圏学術情報センター」（ポルト）において、研究活動を推進するとともにコンサートや展示会の開催などを通じて地域における文化教育活動の拠点を形成していることは評価できる。
- ・「北方圏生涯スポーツ研究センター」（スポル）において、研究シンポジウム、市民講座及び地域スポーツクラブなどを継続的に展開・運営し、地域の健康スポーツ活動の拠点となっていることは評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的機関として必要な組織倫理については、「学校法人浅井学園コンプライアンス管理規程」「学校法人浅井学園公益通報者の保護に関する規程」「学校法人浅井学園情報開示に

関する規程」及び「補助金等取扱規程」などの規程が整備されている。また、教育職員の服務に関する内規及び内部監査規程などの規程を定め、教職員の適正かつ公正な職務執行が図られている。

危機管理については、防火・防犯への対応、学生生活に関わる安全管理、情報システムの安全管理及び経営上の安全管理に関する体制が概ね整備されており、危機発生時の責任体制や連絡網もあらかじめ決められている。実際の危機発生に際して、これらの体制が適切に機能するよう防火訓練などを継続的に実施し、体制の検証を行うことが期待される。

大学の教育研究成果は、学部ごとの研究紀要の発行や電子ジャーナル化、シンポジウム及び保護者懇談会の開催などを通じて学内外に広報されている。また、大学ホームページにおいても教員の研究状況が開示、広報されている。

【参考意見】

- ・危機管理について、包括的な規程やマニュアルを早急に整備することが望まれる。

